

京都府産木材利用推進協議会規約

平成27年 6月 2日 制定
平成29年 8月29日一部改正
平成29年12月15日一部改正
令和 2年 8月 3日一部改正
令和 3年 8月19日一部改正

(名称)

第1条 本協議会は「京都府産木材利用推進協議会」と称す。

(目的)

第2条 本協議会は、京都府産木材認証制度の円滑な運営を図ることで、地球温暖化防止型社会の実現に寄与するとともに、京都府産木材の利用を推進することを目的とする。

(構成)

第3条 本協議会は取扱事業者（但し、京都府産木材認証制度実施要綱（以下、「府要綱」という。）第2条第1項第10号に規定する認証機関登録事業者を除く。）及び緑の事業者によって構成される。（以下「構成員」という）

2 本協議会は学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

(賛助会員)

第3条の1 府要綱第2条第1項第10号で規定する認証機関登録事業者は賛助会員となる。なお、賛助会員は総会の議決権を有さない。

(事務局)

第4条 事務局は、一般社団法人京都府木材組合連合会が担当し、事務所を京都市中京区西ノ京内畑町41番3に置く。

(活動内容)

第5条 本協議会は以下の内容について協議等を行なう。

- (1) 透明性の高い京都府産木材認証制度の運営に係ること。
- (2) 京都府産木材認証制度の拡充に係ること。
- (3) 京都府産木材認証制度に係る経費及び指定認証機関の制度運営経費の一部負担に関する事。
- (4) 京都府産木材の利用・販売の促進に関する事。
- (5) その他本協議会の目的達成に必要な事。

(総会)

第6条 総会は毎年1回以上開催し、会長がこれを招集する。

2 総会の定足数は構成員の5分の1（委任状出席含む）とする。

(総会の議決)

第7条 総会では、以下の事項を決議する。

- (1) 会務報告
- (2) 活動計画
- (3) 規約の変更
- (4) 役員職の選任
- (5) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(総会の議事)

第8条 会議の議事は出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長が決める。

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって構成し、以下の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第10条の1 構成員間の円滑な連携を図るため、本協議会に部会を設ける。

2 部会は、取扱事業体部会及び緑の事業体部会とし、設置及び構成は別に定める部会規程による。

(委員会)

第10条の2 本協議会の運営並びに事業の円滑な遂行を図るため、理事会は委員会を設けることができる。

2 委員会は、別に定める委員会規程による。

3 委員会の設立及び解散は、理事会の議決を持って行うことができる。

(会費等)

第11条 本協議会の構成員及び賛助会員は、本協議会の運営に必要な経費を会費として事務局に支払う。

2 総会で定められた会費を年度内に滞納した場合は、次年度本協議会構成員または賛助会員としての資格を失う。

3 第1項の会費の金額等は総会にて定める。

(役員及び監事)

第12条 本協議会には、役員として理事をおく。

2 理事は、30名以内とし、このうち外部理事は5名以内とする。

3 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とする。

4 本協議会には、監事を2名置く。

(役員及び監事の職務)

第13条 会長は、本協議会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本協議会の業務を執行する。

4 監事は、本協議会の会計監査を行う。

(役員及び監事の選任)

第14条 理事及び監事の選任は、総会によって行う。

2 理事の中から互選により会長及び副会長を選出する。

3 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

4 任期の途中で選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 任期中に理事が所属する団体・組織からその理事の変更の申し出があった場合は、会長は理事会での議決によって後任の者を選任することができる。この場合において、変更後初めて開催する総会でこれを報告する。

(事業年度)

第15条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 本規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、別途協議して定める。

付 則

この規約は平成27年6月2日から発効する。

この規約は平成29年8月29日から発効する。

この規約は平成29年12月15日から発効する。

この規約は令和2年8月3日から発効する。

この規約は令和3年8月19日から発効する。